

1. 資産名称

彦根城

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

しがけんひこねし
滋賀県彦根市

3. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

遺跡及び建造物群

4. 資産の概要

彦根城は、日本国内で約100年間続いた戦国時代の終焉後の1604年に、京都と江戸を繋ぐ交通の結節点に築かれた。築城は天下普請として江戸幕府主導で進められ、幕府の全国支配における要の城として重視された。

戦乱を終結させた関ヶ原の戦いの功績によって彦根に領地を与えられた井伊家は、将軍徳川家の筆頭家臣であった。彦根の領主（大名）となった井伊家は、江戸幕府の政治の中枢にあって、地方の武家領主である諸大名と幕府との関係を調整し、将軍を補佐すると同時に、朝廷のある京都を守護し、国内の武力抗争を防ぐという重要な役割を果たし、1867年まで約260年間続いた江戸時代の泰平に貢献した。

彦根城主の井伊家は江戸時代を通じて一度も国替えされなかったことから、彦根には約260年間にわたって地域を支配し続けた地方領主による城や庭園、文書、美術工芸品などの歴史的遺産があり、その多くが現在まで引き継がれている。

彦根は、世界的にも類例がない平和な時代が長期間続いた日本近世の地方領主の統治方法や精神的・文化的生活を物語る貴重な文化遺産を豊富に残している点で、世界的に評価されるべき普遍的価値を有すると考える。

これらを物語る資産としては、領主の居城である彦根城、領主が作った大名庭園の玄宮楽々園や、能舞台などがある。軍事拠点として築かれた彦根城は、天守を中心に領主の政治的権威を誇示するシンボルとなった。藩の表御殿内に設けられた能舞台や、領主の下屋敷の一部として造られた大名庭園は、武家社会で茶道や能を通じた文化交流が行われた場所であり、大名の美意識や文化交流を示す重要な構成資産である。

このほか、日本近世城郭都市（城下町より広い統治地域の概念）の都市計画とその根底にあった社会思想や精神的・文化的な交流を示す建造

物を構成資産として加えることを検討中である。

5. 推薦に向けた取組・体制整備の状況

(1) これまでの取組状況

①平成 19 年度～平成 25 年度「彦根城世界遺産推進委員会」の設置と開催

平成 19 年度、外部有識者の意見を聴くため、国内有識者からなる「彦根城の世界遺産登録を推進する方策を考える懇話会」を設置し、平成 21 年度には「彦根城世界遺産登録推進委員会」となった。平成 25 年度まで計 10 回開催し、世界遺産の登録コンセプトの検討などを行った。また、委員会の下にワーキング会議を設置して推薦書コンセプトの作成作業を行い、委員会に諮って検討を重ねた。

委員会での検討内容を踏まえ、平成 25 年 10 月に登録コンセプト案「彦根城一近世大名の城と御殿」を文化庁に説明して助言を求めたところ、姫路城との差別化等の課題が克服できていない旨の指摘を受けた。

この結果を受けて、平成 26 年度からは県教委との協議に基づき、構成資産の比較研究や保存管理計画策定などの基礎的作業を優先的に行ったうえで、登録コンセプト案の見直しを図ることとし、推進委員会の開催は休止している。

②平成 19 年度～平成 26 年度「(仮称) 国宝四城世界遺産登録推進会議準備会」に参画

彦根市は、松本市・犬山市と共同で、彦根城・姫路城・松本城・犬山城の国宝四城の比較研究などを行ってきた。平成 26 年度には準備会、担当者会議各 3 回が開催され、参加した。

また、平成 24 年度には、天守のシリアルノミネーションの可能性を検討するためのワーキンググループを準備会の下に設置し、平成 26 年度まで計 6 回開催した。

平成 27 年度以降については、彦根市は彦根城の世界遺産登録に向けての準備作業を集中して行うため、同準備会には参加しない予定である。

③平成 23 年度 イコモス国内委員会理事による現地視察

平成 23 年 9 月 11 日、イコモス国内委員会理事会が彦根市において開催された。その際、参加者からの彦根城世界遺産登録に関する助言は下記のようなものであった。

・資産価値を集中的に議論し、海外の人から見ても論理的にわかりやすい構成資産にしなければならない。彦根城の天守については、移築された城ということで、さまざまな時代の城を見ることができる点で資産価値が高い。御殿も大名が生活していたということでストーリー

をつくり証明すればいいのではないか。

・彦根城には馬屋や御殿が現存しており、姫路城には欠落した武家文化の総体を伺うことができる。

・シリアルノミネーションで登録を目指すのは勧められない。海外から見ると、既登録の姫路城に対して三城もしくは四城に共通した普遍的価値は見いだせない。彦根単独で目指すべきである。城郭・御殿・城下町セットで目指すべきだと思う。琵琶湖、水路を活かした町、さらに大名文化も含めて、文化的景観で目指してもよい。

④平成 24 年度 イコモスの専門家による現地調査

平成 24 年 11 月、イコモスの専門家に現地視察いただき、以下のような意見をいただいた。

・彦根城およびその周辺の文化遺産を視察したが、姫路に比べ、縄張りや堀、都市機能などが総合的、複合的であり、他の城からの資材を使っているのもユニークである。

・戦争を抑止する統治機構として注目すると面白い。

・庭園を含むことは彦根城の価値をより豊かにする。

⑤平成 26 年度 縣市連絡会議と彦根市作業グループの設置

滋賀県との連携を密にし、進捗状況や今後の進め方の確認を行うため、月例の縣市連絡会議を設置し、4 月以降 12 回開催した。

縣市連絡会議の指示のもとに、市職員および外部有識者の計 11 名によって構成される作業グループを平成 26 年 8 月に設置し、年度内に計 14 回開催した（下表参照）。彦根城および関連遺産について基礎的調査の実施とそれに基づく学問的考察および資料の作成を目指すもので、比較研究を通じたコンセプトの探求と普遍的価値の証明を目的とする。彦根市副市長を座長とし、主として建築、歴史、美術を専門とする学芸員および技術職員等によって構成した。

作業グループでの検討内容は、縣市連絡会議に随時報告して県教委の意見を求め、次回以降の検討作業に反映させた。

作業グループの検討内容等一覧

回数	開催日	内容
第 1 回	8 月 26 日	世界遺産を目指すストーリーについての意見交換
第 2 回	9 月 3 日	ストーリーに関わる検討課題についての意見交換
第 3 回	9 月 11 日	メンバーによる個別研究報告 ・「文化空間としての江戸時代の松原内湖」
第 4 回	10 月 20 日	外部学識経験者との意見交換

第5回	11月5日	メンバーによる個別研究報告 ・「近代の彦根城について」 ・「彦根城下の町について」
第6回	11月13日	メンバーによる個別研究報告 ・「彦根藩井伊家と寺社」 ・「玄宮楽々園と各地の近世大名庭園について」
第7回	11月26日	メンバーによる個別研究報告 ・「江戸幕府の中の井伊家」 ・「比較研究 朝鮮王朝の両班と日本の近世大名」
第8回	12月12日	メンバーによる個別研究報告 ・「多賀大社と井伊家」
第9回	12月17日	メンバーによる個別研究報告 ・「彦根城・彦根城下の空間構成と建築」 ・「井伊直亮のコレクション」
第10回	12月25日	メンバーによる個別研究報告 ・「井伊家子弟の教育システムについて」 ・「比較研究から見る日本の城郭と彦根城」
第11回	1月26日	姫路城との比較に関する討議
第12回	2月3日	準備状況報告書作成についての打合せ
第13回	2月13日	構成資産候補リストアップについての討議
第14回	2月24日	準備状況報告書の内容についての討議

⑥平成26年度 特別史跡彦根城跡保存管理計画の見直し

昭和59年策定の保存管理計画を2カ年計画で抜本的に見直すこととし、外部有識者6名によって構成される「特別史跡彦根城跡保存管理計画・整備基本計画検討委員会」を新たに設置して、検討に着手した。

⑦平成26年度 ユネスコ世界遺産センター、フランス・イコモス訪問と意見聴取

平成26年6月に彦根市副市長が「顕著な普遍的価値」の証明のための国内外の類似資産の比較研究と資産の分析について複数の専門家から詳しい説明を受け、コンセプト探求については、以下のような示唆を得た。

・城郭のみでは、単独でも複数でも、登録は難しいのではないかと。1000件に上るこれまでの登録テーマとも、日本の城郭や庭とも、全く異なるコンセプトを探求すべきである。幸い彦根市には他の城にない江戸時代の都市計画、行政機構や文化政策を雄弁に語る多くの遺産がある（フランス・イコモス事務局長）。

- ・「封建領主の精神的・文化的生活」のような方向性で考えるのがよい（同上）。
- ・韓国でも支配者層による文芸の振興があり、支配者層による社会の文化的交流の比較等を基礎にした構想も考えられる（ユネスコ世界遺産センター・アジア担当官）。

⑧平成 26 年度 ユネスコ世界遺産センター、世界遺産専門家に対する意見聴取

平成 27 年 1 月、作業グループでの検討作業の成果にもとづき彦根市副市長がユネスコ世界遺産センターおよびヨーロッパのイコモス関連専門家を再度訪問し、コンセプト探求の方法、国内外比較研究の方法と視点および資産分析の方法について意見聴取を行った。これらの課題に関する専門家の回答には共通点が多く、主に以下のような見解があった。

- ・姫路城がすでに登録されているので、彦根市は姫路とはまったく異なるコンセプト登録をめざし、「例外的」な文化的価値を示す必要がある。そのためには資産の「科学的・技術的」かつ詳細で緻密な分析をし、国内外の比較を深め、普遍的価値が彦根市の史跡および文化遺産のみによって「証明」できることを示す必要がある。単なる歴史描写や主観的な評価は、世界遺産登録プロセスに貢献しない。彦根市は、中世・近世城郭都市について、国内外の科学的・技術的比較研究を行い、城と関連資産の普遍的価値を抽出すべきである。国際比較には、ヨーロッパおよび韓国を入れるべきであろう（フランス、イタリアの建築専門家）。

- ・城郭の比較研究は、歴史、建築学および美術史等の専門家から総合的に行うべきである。日本の城については、英訳された著書が多くあり、以前からそれを読んでいた。彦根城は、軍事施設というより権力のシンボルとしての役割をはたしているように思われる（フランスの城郭専門家）。

- ・コンセプトに対応する構成資産の分析と保存管理計画を同時進行させ、集中して行う必要がある。登録に向けて必要な作業を貫徹させる勢いが必要（フランス・イタリアの専門家）。
- ・日本の専門家および文化庁の意見を聞き、協力と助言を得ながら、比較研究や資産分析を進めるべきである（イタリアの建築専門家、フランスの城郭専門家）。そのためこれら専門家と海外の専門家の参加する準備会合を開くべき（イタリアの建築専門家）。
- ・250年間安寧が続いた江戸時代における彦根藩の役割と城のシンボリックな役割や、寺社その他の文化的・精神的伝統を通じた藩内の社会的調和を築いた統治方法および文化を通じた交流政策が注目さ

れる（ユネスコ世界遺産センター）。

- ・琵琶湖など、水の役割に注目した都市計画が浮き彫りにする文化的景観が印象的である。（ユネスコ世界遺産センター長）。
- ・都市化の進んだ市において文化的景観としての登録を目指すことは十分現実的とはいえない。彦根領主による都市計画がいかなる意味で「社会的調和と美」を生み出すことになったかについての研究のため、城郭都市の国際比較を専門とするヨーロッパや韓国の専門家を紹介する（同センター・アジア担当官）。

⑨市民に向けた啓発の取組（平成 26 年度）

- ・啓発看板の設置（2箇所、平成 23 年度～）

市役所庁舎前：「彦根城を世界遺産に！」、「彦根城は世界遺産の候補です！」

彦根駅：「彦根城を世界遺産に！彦根城は世界遺産登録暫定リストに登載されています」

- ・世界遺産啓発用リーフレットの作成、配布（平成 23 年度～）
- ・出前講座等による啓発の実施（平成 25 年度～）
- ・小学生用ガイドブック『彦根城を世界遺産に』を作成し、市内の小学校 6 年生全員に配布（平成 25 年度～）
- ・マンガ『彦根の歴史』日本語版作成（平成 26 年度）
- ・彦根市ホームページに英文で彦根城を紹介（平成 26 年度）
- ・啓発ステッカー「未来へ残そう！彦根城を世界遺産に！」を作成し、市内事業所や公共施設に配布（平成 26 年度）

（2）体制整備の状況

- ①平成 19 年度 市長担当部局に世界遺産登録推進担当職員 1 名（事務系職員）を配置。教育委員会に文化財部を設置。特別史跡彦根城跡を観光振興課から文化財課に所管替え。
- ②平成 20 年度 市長部局に彦根城世界遺産登録推進室を設置し、事務系職員 2 名を配置。
- ③平成 26 年度 従来の彦根城世界遺産登録推進室とは別個に、教育委員会文化財部に彦根城世界遺産登録準備室を設置して、技術系職員 2 名を配置。うち 1 名については、滋賀県教育委員会から文化財専門職員の派遣を受けた。
- ④平成 27 年度 世界遺産登録担当部局を一本化し、教育委員会文化財部に彦根城世界遺産登録推進課を新設予定。前年度に引き続き滋賀県教育委員会から文化財専門職員 1 名の派遣を受ける予定。

6. 推薦に向けた課題

(1) 平成 26 年 4 月 25 日の文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会 世界文化遺産特別委員会（第 1 回）に示された文化庁からの課題
文化庁からは以下の課題を提示されている。

- ①既登録資産である姫路城との差別化
- ②国内の他の城郭との比較検討（単独推薦とするか否か）
- ③城下町部分を資産とするかどうかの検討
（城下町部分を資産とする場合、法的担保措置の検討）

上記課題には以下のように対応した。

- ① 姫路城の普遍的価値について、姫路市に聞き取りを行った。姫路城は「木造建造物群の傑作」「日本の木造城郭建築の最高点」として登録されており、その完全性、真実性および保護・管理に係る要件について最新の状況を確認した。姫路城の資産と比較すると彦根城の資産は、領主の権威の象徴として 260 年の間、統治地域内の社会的調和を維持したことに顕著な普遍的価値を有することを関連遺産と合せて総体的に立証することによる差別化が可能であると判断した。明確な差別化を立証するための比較検討資料は、平成 27 年度に作成予定。
- ② 国内の他の城郭との比較検討の基礎資料とするため、江戸時代に存在した全ての藩の資産の状況について、一覧表を作成した。これに基づいた分析の結果、彦根城は城郭や建造物が良好に残されている点に加えて、それ以外の要素（御殿、能舞台、大名庭園等）も一体として残されており、総体として高い価値を持つことが確認できた。このため、単独推薦を目指して彦根城の持つ普遍的価値を証明するため、彦根と類似する資産を有する城郭を比較対象として抽出し、具体的な比較検討を平成 27 年度に行う予定。
- ③ 彦根城下町は、江戸時代の街路の状況が比較的良好に残されているほか、断片的に土塁・堀などの遺構や屋敷の一部などが遺存する状況であり、今後さらに真実性・完全性を厳密に確認した上で、これらのどの範囲を世界遺産の構成資産とするか判断する。

(2) 彦根城の城郭・城下町以外の資産について

平成 26 年度に彦根市が作業グループにおいて検討した結果、姫路城や他の城郭都市とは異なる彦根城の普遍的価値を明確に示すためには、これまで構成資産の候補として挙げていなかった彦根藩領内の他の寺社などについても検討する必要があると彦根市は考えている。このため、領主の精神生活に関わる寺社をはじめとする彦根城下町の寺社や、彦根市域外の多賀大社（犬上郡多賀町）や竹生島（長浜市）なども含めて、地

方領主の統治方法や精神的・文化的生活を物語る文化遺産の検討を行うことが課題と考えている。

彦根藩が社会的調和を狙った3つの施策として、身分制度と鎖国のもとにありながらも、①身分間の交流、②国際的文化交流、③船による経済的・文化的交流があり、それが都市計画や建造物の配置および芸術性に反映されていると思われる。茶道、能や雅楽のような文化により潜在的に対立と抗争の激しい武士間の交流と情報交換が増大し、寺社を活用することによって、農村を含む社会の融和が図られ、朝鮮通信使などを通じた国際的な文化交流も存在した。このような仮説のもとに、構成資産の範囲とその間のストーリーの存在を検証する計画である。

(3) 世界遺産登録の暫定リスト上の資産名称は「彦根城」となっているが、以上のように構成資産の範囲が拡大された場合は、社会調和を図った彦根藩の都市計画を含めた総体を表現できる名称に変更することも考えられる。

7. 基準の適用

基準 iii および iv の適用をめざす。

日本の近世城郭には、①軍事的防衛施設としての役割、②領地支配、全国統治の拠点としての政治施設としての役割、③大名、重臣の生活、教育、文化活動の場としての文化施設としての役割、さらに視野を総構えや城下町まで広げると④地域経済、全国経済の拠点、中継地としての経済的施設の管理運営の核としての役割、⑤地域の人々の生活や就労、教育、文化交流の場としての都市の経営の核としての役割が認められる。

この点で、近世城郭は、日本の近世封建社会の性格や特徴を理解するうえで極めて重要な要素となる施設であり、明治維新によって消滅した文化的伝統または文明の証拠であり、人類の歴史上重要な時代を例証する、建築様式・建築物群・技術の集積、または景観の顕著な例となりうるものである。

彦根城跡は、姫路城跡と同様の17世紀前期の軍事的防衛施設としての側面としては、同時代同種のものであるが、城郭施設、建造物の土木計画や建築計画および技術という側面では差が認められる。

しかし、彦根城跡の世界遺産登録にあたっては、姫路城跡では注目されなかった、260年にわたって安寧を築いた日本近世封建制の社会システムにおける統治を総合的に示す資産としての側面に焦点をあてる。彦根城は、江戸時代を通じて保たれた武力抗争のない社会のシンボルとして認識されていたという側面があり、文化と情報の交流を通して社会的調和を保った他の施設（寺社、儀式場、船

着場等)の役割も検討し、基準iiiを適用し、日本の近世封建制の特徴を総合的に示すことのできる、少なくとも稀な証拠であることを証明していく。

また、井伊家の生活施設や大名庭園、能舞台などの文化施設が残り、江戸時代の美意識と文化交流を今日に伝える優れた資産が存在することから基準ivの適用も検討する。

なお、朝鮮通信使などを通じた国際的な文化交流を含む各種の交流の事例も存在したことから基準iiの適用も検討していく。

8. 真実性／完全性の証明

彦根城内の国指定建造物に関しては、昭和30年(1955)以降すべての建造物について文化財保存技術を用いた適切な修理を実施しており、その真実性は保証されている。また、城内で名勝指定を受けている玄宮園についても発掘調査や絵図資料により、真実性・完全性は証明が可能である。

特別史跡彦根城跡全体については、地下遺構の残存状況が未確認である箇所がほとんどであるが、史跡指定以降に発掘調査を実施した地点においては、地下遺構が良好に確認されている。顕在遺構ならびに地下遺構の確認調査と詳細地形測量を適切に進めて報告書を取りまとめることにより、真実性・完全性の証明を行う。

構成資産の候補として検討中であるその他の資産については、真実性・完全性の証明のために更なる調査・検討を進める。

9. 類似資産との比較研究

国内類似資産との比較研究を行うための基礎資料として、江戸時代に存在した全ての藩における城郭と建造物、城下町、大名庭園等の資産の文化財指定状況等について、一覧表を作成して分析を行った。その結果、彦根城においては城郭とその建造物を含む各種の資産が比較的良好に残されていることが確認できた。今後、彦根城と比較しうる対象資産の抽出を進めて、詳細な比較研究を進める計画である。

現在、封建社会における文化交流およびその社会的機能について国際・国内比較研究を、日本およびイタリア、フランス、韓国の学者に委託することの検討を行っている。

10. 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表及び位置図

彦根城の構成資産については、「特別史跡彦根城跡」の範囲に含まれる国宝、重要文化財、名勝、指定文化財をひとまとめにして中心的な構成資産としている。この中には、領主の文化的な政策に対応した御

殿や教育の場などの施設も含めている。

また、彦根藩内の社会的調和を保つための宗教的な装置として、彦根城下の寺社のほか、市域外が多賀大社や竹生島等についても構成資産に取り込むことを検討中である。

- ・ 一覧表：別紙「構成資産の一覧表」のとおり
- ・ 位置図：別紙「構成資産・緩衝地帯位置図」のとおり

1 1 . 緩衝地帯(バッファー・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容

緩衝地帯の範囲については検討中であるが、現時点で想定している範囲は別紙のとおり。規制内容については都市計画法に基づく地区計画や彦根市景観計画に基づく地域指定による規制を想定している。

1 2 . 保存管理計画の策定状況

【個別構成資産に係る保存管理計画】

世界遺産の構成資産とすべき資産の候補物件の数件について保存管理計画等の策定を進めた。

- ・「特別史跡彦根城跡保存管理計画」（昭和 59 年 3 月）

策定から 30 年が経過しており、世界遺産登録を目指すための基礎的作業の一環として新たな計画策定に着手した。平成 26 年度に学識経験者 6 名で構成される検討委員会（特別史跡彦根城跡保存管理計画・整備基本計画検討委員会）を設けて、計画の検討を行った。平成 26 年度に 2 回、平成 27 年度に 3 回の委員会を開催して、平成 27 年度末に新たな保存管理計画を完成させる計画である。

- ・「特別史跡彦根城跡整備基本計画」（平成 4 年 6 月）

平成 4 年に策定済みであり、これに基づいて保存整備事業を進めてきたが、上記の新たな保存管理計画策定に伴って平成 28 年度以降に内容を見直す予定である。

- ・「特別史跡彦根城跡指定建造物保存活用計画」

平成 25 年度に彦根市が策定した計画素案について、文化庁文化財部建造物課および滋賀県教育委員会と協議を行った。協議結果に基づき、平成 27 年度に有識者で構成される検討委員会を開催するため、委員選任等に向けての準備作業を進めた。

- ・「名勝玄宮楽々園保存管理計画」

特別史跡彦根城跡内に存在する名勝であるため、昭和 59 年に策定した上記の「特別史跡彦根城跡保存管理計画」に基づいて保存管理を行い、平成 9 年に「名勝玄宮楽々園整備基本計画」（平成 9 年 3 月）を策定して整備を進めてきた。しかしながら、平成 26 年 10 月 6 日付けの追加指定を契機とし、名勝庭園として独自の保存管理計画策定に取り組むこととし、平成 28 年度に計画策定に着手する予定である。

- ・「名勝旧彦根藩松原下屋敷(お浜御殿)庭園保存管理計画」(平成15年3月)、「名勝旧彦根藩松原下屋敷(お浜御殿)庭園整備基本計画」

保存管理計画は平成15年に策定済み。平成15年度から進めてきた公有化事業が平成24年度に完了したことから、未策定であった整備基本計画策定に平成26年度から取り組むこととした。学識経験者5名で構成される整備基本計画策定のための検討委員会(彦根市国指定名勝庭園保存管理計画・整備基本計画検討委員会)を新たに設置し、策定に向けての検討をスタートした。平成27年度に計画策定を完了させる予定である。

- ・「彦根藩主井伊家(清凉寺)墓所保存管理計画」

平成26年度に有識者によって構成される策定委員会設置のための要綱を新たに策定した。平成28年度に計画策定を完了させる予定である。

【資産全体の包括的保存管理計画】

- ・世界遺産登録の構成資産を確定させ、個別構成資産の保存管理計画を策定したのちに新たに策定に着手する計画であるため、現時点では未検討である。

1.3. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

構成資産の分析・研究および保存管理等に係る計画の策定については、平成27年度以降、下表の年次計画により進める。

平成27年度には、彦根城の構成資産の詳細な分析と真実性の検証研究を重ね、課題である姫路城および国内の他の城郭との比較研究を都市も含めて具体的に進め国内における「普遍的価値」の抽出のための比較研究の成果を積み上げる。

また、国内外の専門家を彦根に招聘し、日本および世界的視野から助言を受け、コンセプトとストーリーを定め、平成28年度には、世界遺産登録推薦書の骨子と資料を固めることを目指す。

これらを推し進めるため、滋賀県と一層の連携を図り、国からの指導・助言を得ながら必要な準備作業を進めて、速やかに国から推薦をいただけるように取り組んでいく。

・構成資産の分析・研究の年次計画

年 度	26年度	27年度	28年度	29年度
姫路城との比較研究				
他の国内城郭との比較研究				
資産の真実性の検証研究				

・構成資産の保存管理等に係る計画策定の年次計画

年 度	26年度	27年度	28年度	29年度
特別史跡彦根城跡	保存管理計画の見直し			
名勝玄宮楽々園			保存管理計画策定	
名勝松原下屋敷(お浜御殿)庭園	整備基本計画策定			
史跡彦根藩主井伊家墓所		保存管理計画策定		
彦根城跡内指定建造物		保存活用計画策定		

※包括的保存管理計画の策定は、個別構成資産の保存管理計画策定後に行う。

別紙:構成資産の一覧表

構成資産の名称	国の保護措置状況	その他の保護措置状況	所在地	指定にむけた準備状況	備考
彦根城 (旧城下町内の指定建造物を含む)	特別史跡 国宝 重要文化財 名勝 国定公園	市指定、市重要景観樹木	滋賀県彦根市	保存管理計画改訂中、建造物保存活用計画策定中、石垣保存修理中、重要遺構詳細測量調査中、名勝指定範囲の変更(拡大)済、玄宮園魚躍沼護保存整備中、楽々園歴史的建造物の保存修理中	中核となる資産
湖東焼窯場跡		県指定	滋賀県彦根市	未実施	文化的生活を示す資産(藩窯)
清涼寺	史跡(彦根藩主井伊家墓所の範囲のみ)		滋賀県彦根市	史跡については保存管理計画策定予定	精神的生活を物語る資産
龍潭寺		市指定(庭園)	滋賀県彦根市	未実施	精神的生活を物語る資産
井伊神社		市指定(旧社殿のみ)	滋賀県彦根市	検討中	精神的生活を物語る資産
長寿院 (大洞弁才天)	重要文化財(弁才天堂のみ)	県指定(長寿院伽藍)	滋賀県彦根市	未実施	身分間交流を示す資産
朝鮮通信使 関連寺院			滋賀県彦根市	未実施	国際的文化交流を物語る資産
旧彦根藩 松原下屋敷 (お浜御殿)庭園	名勝		滋賀県彦根市	公有化を完了、保存管理計画策定済、保存整備計画策定中	美意識や文化交流を示す資産
大洞船着場跡 (長寿院前)			滋賀県彦根市	未実施	船による文化的交流を物語る資産
御花畑御舟着 (彦根城内)	特別史跡 名勝		滋賀県彦根市	保存整備済	船による文化的交流を物語る資産

別紙：構成資産・緩衝地帯位置図



松原下屋敷（お浜御殿）庭園

- 彦根城
- ① 天守
 - ② 太鼓門櫓
 - ③ 西の丸三重櫓
 - ④ 天秤櫓
 - ⑤ 二の丸佐和口多聞櫓
 - ⑥ 馬屋
 - ⑦ 玄宮楽々園
 - ⑧ 御花畑御舟着

彦根城下の資産
朝鮮通信使関連寺院等




長寿院
大洞船着場跡

井伊神社

龍潭寺

清凉寺

湖東焼窯場跡

項目	
	構成資産（コアゾーン）
	緩衝地帯（バッファゾーン）
	街道

